

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 8 号

寒川町介護保険条例の一部を改正する条例

寒川町介護保険条例(平成 12 年寒川町条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項第 1 号中「24,900 円」を「30,840 円」に改め、同項第 2 号中「34,860 円」を「43,170 円」に改め、同項第 3 号中「37,350 円」を「46,260 円」に改め、同項第 4 号中「44,820 円」を「55,510 円」に改め、同項第 5 号中「49,800 円」を「61,680 円」に改め、同項第 6 号中「57,270 円」を「70,930 円」に改め、同号ア中「地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。))」を「合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。))」を加え、同項第 7 号中「62,250 円」を「77,100 円」に改め、同項第 8 号中「74,700 円」を「92,520 円」に改め、同項第 9 号中「87,150 円」を「107,940 円」に改め、同項第 10 号中「99,600 円」を「123,360 円」に改め、同条第 2 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「22,410 円」を「27,760 円」に改める。

第 13 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める事情があること。

第 14 条第 2 項中「、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については

納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の 15 日までに」を「、事由が発生してから 6 月以内に」に改める。

第 18 条中「第 1 号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、平成 30 年度分の保険料から適用し、平成 29 年度分までの保険料については、なお従前の例による。